

平成25年度／東京農業大学／東京農業大学短期大学部

／人物を畑に還す奨学金募集要項

1 趣旨

この奨学金は、東京農業大学の建学の理念「人物を畑に還す」に則り、卒業後に出身地等において、農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる人材を育成するため、在学中に経済援助を行うことを趣旨とします。

2 奨学生の資格

奨学生は、次のすべての条件に該当する者が対象となります。

- (1) 東京農業大学及び東京農業大学短期大学部に学籍を有する者。ただし、大学院生及び外国人留学生は除きます。
- (2) 卒業後に出身地等において農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる者。関連産業とは農林水産業を中心とした生産、加工、販売に係わる産業、造園業、農業団体、教員、公務員とする。
- (3) 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外の道府県に所在する高等学校等の出身者。
- (4) 正保証人が東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外に居住する自宅外通学者。
- (5) 経済的修学困難者で正保証人等の所得が次に定める金額以下の者。
 - ①給与所得者 年収 841 万円以下の者
 - ②給与所得者以外 年収 355 万円以下の者

3 奨学金の額及びその給付期間

奨学金の額は、一人年額 60 万円とします。（授業料からの減免となります。）

奨学金は、毎年申請に基づき審査し決定します。給付期間は、東京農業大学在籍者は最長 4 年間、東京農業大学短期大学部在籍者は最長 2 年間とします。

4 奨学生の人数

奨学生の採用人数は 50 人以内とします。

5 申請方法

(1) 提出書類

- ① 奨学金給付申請書（所定様式 1, 正保証人及び連帯保証人が署名捺印したもの）
- ② 奨学金給付申請論述書（所定様式 2）
卒業後に出身地等において農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる決意を論述したもの
- ③ 正保証人の所得証明書（居住地の役所で発行された最新のもの）
- ④ 新入生以外については成績証明書

(2) 提出先

申請者は、申請書類一式を所属する学科の学科長に提出してください。

6 受付期間

平成25年4月11日(水)から4月26日(金)まで。

7 結果の通知

6月10日(月)(予定)に学科を通じて連絡します。

8 奨学生資格の喪失と奨学金の返還

奨学生が次のいずれかに該当し、奨学生として不適格と認められた場合は、その資格を失うものとし、奨学金の給付を打ち切ります。

- (1) 退学又は除籍されたとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 東京農業大学学則第34条又は東京農業大学短期大学部学則第35条により懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (5) 病気で修業の見込みがないとき。
- (6) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (7) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

なお、上記(1)から(7)の理由で奨学生資格を喪失し、当該年度の奨学金給付が不適当と認められた場合は、直ちに給付済奨学金を返還していただきます。

9 他の給付奨学金及び授業料減免制度との重複について

東京農業大学及び東京農業大学短期大学部の他の給付奨学金及び授業料減免制度との重複は認められません。

10 その他

- (1) 本奨学金に関する問い合わせは、以下の部署をお願いします。

世田谷キャンパス：世田谷学生サービスセンター学生生活支援課

厚木キャンパス：厚木学生サービスセンター学生サービス課

オホーツクキャンパス：オホーツク学生サービスセンター学生サービス課

- (2) 応募書類は一切返却しません。